

# 財団法人 村田海外留学奨学会

中国政府高水平博士課程(京都大学入学予定者対象)学資奨学金

## 募集要項

### 《制度の概要》

財団法人 村田海外留学奨学会は、村田機械(株)の創立者である故村田禎介の偉業を記念して1970年(昭和45年)に設立された文部科学大臣認可の海外留学奨学金制度です。そして、2000年(平成12年)度より、日本の大学に留学する外国人留学生を対象に奨学金事業を開始しました。

本制度は、財団の保有する村田機械(株)の株式受取配当および村田機械(株)からの寄附金ならびにこれらの運用収入により運営しております。

また、新たに2009年(平成21年)度から、京都大学に高水平博士課程奨学制度で派遣される留学生を対象に以下の制度を実施しております。

応募要項をお確かめのうえ、ご応募ください。

#### ● 中国政府高水平博士課程(京都大学入学予定者対象)学資奨学金とは

中国が国内の大学整備を進め、国際的な競争力ある大学を作るための国家的事業として「国家建設高水平大学公派研究生項目」(以下「高水平博士課程奨学制度」と記す)が創設されました。その制度では、重点大学から5000名の選抜学生を海外の一流大学へ派遣することとなっています。中国政府は授業料等の学費を除く、渡航費用と生活費を最長4年間負担します。

中国政府が認めたこの制度による奨学生の学資を支援することは本財団の趣旨にも合致しますので、「学位取得博士課程学生コース」に出願し、合格後、京都大学に入学する者に入学金及び在学中の授業料を支給します。

### 1. 応募資格

(1) 中国の次の大学出身者に限ります

北京大学・清華大学・復旦大学・南京大学・浙江大学・武漢大学・上海交通大学

(2) 「高水平博士課程奨学制度」のうち「学位取得博士課程学生コース」に出願し、合格後の

2012年10月に京都大学大学院博士(後期)課程へ入学する予定の者

\* 博士(後期)課程進学のための研究生も可

(3) 京都大学の指導予定教員から推薦を受け、かつ同教員を通して京都大学へ応募ができる者

(4) 専攻分野は、経済学・法学・工学系

(5) 学業・人物ともに優秀であり、かつ健康である者

## 2. 提出書類

- 入学前(出願者が用意するもの)
  - (1) 願書(書式1:日本語または英語)
  - (2) 母校指導教員の推薦状(書式自由:日本語または英語)
  - (3) 受入予定指導教員の推薦状(書式2:日本語)
  - (4) 大学・大学院の成績証明書(現課程のものまで)
  
- 高水平博士課程奨学生に採用後(予約奨学生が用意するもの)
  - (5) 高水平博士課程奨学制度合格証明書または通知書の写
  
- 入学後(学資奨学生が用意するもの)
  - (6) 請求書(書式3)に学資の納入通知書控を添付する。
  - (7) 銀行通帳の写し(口座番号、名義の確認できるもの)
  - (8) 在学証明書(在籍課程および入学年月日記入のもの)
  - (9) 外国人登録カードの写

## 3. 証明書交付

予約奨学生には「**中国政府高水平博士課程(京都大学入学予定者対象)学資保証証明書**」(日本語・英語)を発行します。これは当該予約奨学生が受給者として学資が保証されていることの証明書であり、給付を確約するものではありません。中国政府高水平博士課程奨学制度に合格し、同奨学生として京都大学へ入学して、はじめて**学資奨学生**と認められ、本奨学金の給付を受けられますので、入学後速やかに交付手続きして下さい。

注1 予約奨学生であっても中国政府高水平博士課程奨学制度に不採用であれば、たとえ私費や他の経費で京都大学に入学しても学資奨学生としての権利は発生しません。

注2 入学検定料は学資とはみなしません。京都大学への入学金は自分で立替払して下さい。入学後に支給します。

## 4. 人数

1 名

## 5. 応募および選考方法

### ● 応募について

応募締切： 2011年(平成23年)12月16日(金)

提出先： 研究国際部 留学生課

提出書類： 上記(1)～(4)の書類をとりまとめて提出すること

\* 申込者本人による当会への送付は受け付けません。

\* 提出書類は返却しません。

### ● 選考について

選考： 京都大学にて書類選考を行います。

審査： 当奨学会選考委員会において、承認審査を行います。

### ● 結果連絡について

結果連絡： 2012年(平成24年)1月中旬

合格者には大学の留学生課を通じて合格通知書を送付します。

## 6. その他

● 毎学年末には研究状況報告書(A4用紙 2枚程度)を提出します。

● 中国高水平博士課程奨学生の資格を失った場合、本学奨奨学金も支給されません。

● 学籍上の身分に変動(休学・退学等)があったとき、指導教員の変更があった場合は遅滞なくその旨を届けなければなりません。

● 経費の弁済の必要はなく、何らの義務も課すことはありません。

財団法人 村田海外留学奨学会 事務局 武田・細見  
Murata Overseas Scholarship Foundation

〒612-8686 京都市伏見区竹田向代町 136 村田機械(株)内  
TEL : (075) 681-2345